

タイトル	禁止を表す否定-ing節についての覚え書き
著者	上野，誠治
引用	北海学園大学人文論集，29：1-18
発行日	2004-11-30

禁止を表す否定 *-ing* 節についての覚え書き*

上 野 誠 治

0. はじめに

英語における「禁止／不許可」を表す掲示・標識表現で No で始まる表現には、次のようなものがある。

- (1) a. No Smoking.
- b. No Littering.
- c. No talking after lights out.

これらの表現においては、そこで使われている動詞の意味上の主語は明示されていない。しかし、同じ禁止を表す表現で、主語が明示された表現も一方で存在するようである。次の例は児童向け絵本からの一節である (Appendex を参照)。

- (2) No more monkeys jumping on the bed.

(2)において、more monkeys が動詞 jumping の主語として明示されている点で、(1)とは異なっている。また、jumping の前に be 動詞がないことからわかるように、現在進行形の文ではない。そのことは、この言い回しが、文脈上、猿の子供達がベッドの上で飛び跳ねることを禁止している表現であると思われることから明らかである。

本稿では、以上のような意味上の主語が明示された場合とされない場合の両方の禁止表現を視野に入れて統一的な説明を試みたいと思う。なお、

これらの表現は限られた場面で使用される一種の慣用表現でもあるので、これらを正面から取り上げて統語論的な分析を試みている先行研究は少ないようである。筆者の知る範囲では、Quirk et al.(1985), Swan (1995) が「there is no Ving」構文との関連で言及している程度である。その他には、ポライトネスの視点から禁止・不許可を表す掲示・標識表現の日英対照分析を試みているものに中崎(1999)がある。

1. 先行研究：there is no Ving 構文との関連

ここでは、先行研究として、Swan (1995), Quirk et al.(1985) の取り扱いを検討する。

(1)のような表現は、一般的に掲示や標識などでよく目にするものであるが、実際には日常的な会話の中でも使用されることがある。

- (3) a. No running.
b. Swiper, no swiping.

例えば、(3a)は母親が子供に向かって、「走ったら駄目よ」という意味で発せられた表現である。また、(3b)は児童向けアニメの中で、Swiper という名前の悪党に向かって主人公が「盗む (swipe) なよ」と言っている台詞である。これらの表現は、no のあとに動詞の -ing 形が続いており、基本的には(1)と同類の例であるが、これに関して Swan (1995: 293) は次のように述べている。

- (4) *No* is often used with an *-ing* form to say that something is not allowed, or is impossible. The structure often occurs alone in notices; it can also follow *there is*.

この説明によると、掲示や標識で(1)のような表現が単独で現れるが、それ

以外では *there is* とともに共起するとされている。また、次の例が示すように、そこでは(1)のような表現が明確に「*there is no Ving*」構文と関係づけられている。

- (5) a. Sorry — **there's no smoking** in the waiting room.
b. She's made up her mind; **there's no arguing** with her.

この構文は安井 (1996 : 468) が指摘するように、「……することはできない」(*it is impossible to V...*) の意味の決まった言い方であるから、(5a) は「すみませんが、待合室では喫煙できません」という意味になる。喫煙の「禁止」という含意はここから語用論的に出てくるものと思われる。

この構文に関して、Quirk et al. (1985 : 1066) は、次のような例を挙げている。

- (6) a. *There's no mistaking that voice.*
[‘One could not mistake that voice.’]
b. *There was no lighting fireworks that day.*
[‘One could not have lit fireworks that day.’]
c. *There isn't any telling what they will do.*
[‘One could not tell what they will do.’]
d. *There must be no standing beyond the yellow line.*
[‘One must not stand beyond the yellow line.’]

まず注目したいのは、この構文が書き換えられるとき、主語に不特定人物を表す *one* という代名詞が使われている点である。これは、(6)において、*mistaking*, *lighting*, *telling*, *standing* の意味上の主語が明示されていないことから当然の帰結であろうと思われる。

次に、Quirk et al. は *no* の直後に属格形の主語が現れることはないと指摘している。その理由は、*-ing* 形の前に *no* や *any* という限定詞が来るから

である。そこでは、その指摘以上のことには言及されていないが、属格形の主語が現れないと言うことは、逆に言うとそれ以外の形であれば顕在化する可能性があることを示唆していると思われる。実際にインフォーマントに確かめたところ、次のような例が存在することがわかった。

- (7) a. There are no more monkeys jumping on the bed.
b. *There are / is no more monkeys' jumping on the bed.

(7a)のように jumping の意味上の主語として非属格形の主語名詞句であれば出現可能である。他方、(7b)は monkeys' が属格形になっており、非文である。

また、次に示すように、Quirk et al. は、

- (8) Abbreviated forms with just the negative *-ing* clauses generally have the force of a prohibition:

no と動詞の *-ing* 形だけからなる省略形は、一般に「禁止」を表すと述べて *No smoking, No parking here, No playing loud music* などの例を示しているが、(6d) に挙げられている言い換えからも明らかのように、基底構造として *there must be* を仮定しておくと、「禁止」の意味を語用論的ではなく、直接的に統語論から導くことも可能となるであろう⁽¹⁾。

以上、見てきたように、Swan (1995), Quirk et al. (1985) の先行研究には、*No smoking* に代表されるような一般的な禁止表現と「*there is no Ving*」構文との関連性への言及はあるものの、本稿で分析を試みたいと思っている⁽²⁾のような表現については一切触れられていない。この点を補うために、以下の節で詳しく検討していきたい。

⁽¹⁾ その他に、*there should be* のような表現も想定できると思われる。

2. 主語が顕在化した禁止表現

この節では、*-ing* 形をした動詞の意味上の主語が出現していると思われる例を検討する。

(9) No more monkeys jumping on the bed. (= (2))

(10) No (more) students smoking.

(9)は、児童書の中に出てくる表現で、医者が子供達のことによって猿の母親に電話で言う台詞である。その意味は、「(猿の子供達が落ちて怪我をするといけないから) もうこれ以上、ベッドで飛び跳ねてはいけませんよ」といったものである。文脈上、この文は直接、猿の子供達に向かって発せられたものではないが、母親に対して言うことによって、間接的にベッドでの飛び跳ねを猿の子供達に禁止していると言える。そして構文上、No smoking のような一般的な表現とは異なり、動詞 *jumping* の意味上の主語が顕在化している点が特徴的である。また、(10)は、喫煙をしている学生に直接向かって言う場合にも使用可能な表現であり、その意味は概ね、(11)とほぼ同等である⁽²⁾。

(11) There should be no more students smoking in here.

もし、(9)、(10)のような例が No smoking のように、主語が表面に出てきていない表現と平行的に考えることができると仮定すると、No smoking は次のような構造を持つと予測される。ここでは、潜在的な主語として、PRO を仮定する。

⁽²⁾ more の有無は、直接、その文の文法性には影響を与えないと思われる。

(12) No PRO smoking.

それに対して、(9)、(10)はそれぞれ、次のような構造を持つと考えられる。

(13) No [more monkeys] jumping on the bed.

(14) No [(more) students] smoking.

したがって、(12)は主語に対して「任意の解釈 (arbitrary interpretation)」がなされ、それに伴い喫煙の禁止は「不特定人物」を対象にして発せられることとなる。他方、(13)、(14)は主語が明示されているので、その主語が禁止の対象となる。つまり、(13)では、猿がベッドの上で飛び跳ねることを、また、(14)では学生達が喫煙することを禁じているのである⁽³⁾。

このように、主語が明示されているという点は、通常主語が明示されない命令文であっても、三人称主語が顕在化する場合があることと関係づけられるように思われる。

- (15) a. Open the door.
b. Someone open the door.

(15 a) は典型的な命令文で、動詞 open の潜在的な主語は you であるが、そのことは以下の事実からも裏付けられる。

⁽³⁾ しかし、この構文では主語に代名詞が出現することはない。その点で、You open the door! のような命令文と異なる特徴を持つと思われる。

- (i) *No you smoking.
(ii) *No them smoking.
(iii) *No you jumping on the bed.

- (16) a. Behave *myself.
b. *ourselves.
c. yourself.
d. yourselves.
e. *himself / *herself / *itself.
f. *themselves.

再帰代名詞は、一般に同一節内の主語と人称、数に関して一致しなければならないから、(16)において *yourself/yourselfs* という再帰代名詞しか生起できないという事実は、命令文の主語が *you* であることを示している。

一方、(15 b) は命令文でありながら、その主語として顕在化した三人称代名詞を持つ場合である。動詞 *open* は三人称単数現在を表す屈折語尾 *-s* を持たないことから、この文が平叙文ではなく命令文であることがわかる点に注意されたい。その他にも、次のような例がある (Ueno 1980 : 5, 今井・中島 1978 : 43 ff 参照)。

- (17) a. Everybody shut up and let me handle this.
b. All right, everybody get lost!
c. Someone come and shut the windows.
d. Whoever wants to dance get himself a partner.

また、このような三人称命令文の主語名詞句には、一般的には、*someone*, *somebody*, *everyone*, *everybody* など、不定の代名詞に限られ、その否定文に関しても同様である⁽⁴⁾。

⁽⁴⁾ 今井・中島 (1978 : 44) が指摘しているように、不定の代名詞に限られるというのは絶対的な制限ではなく、定の名詞句も生起しうる。

- (i) The boy in the corner stand up.
(ii) All the children in the front row be quiet.
(iii) The oldest of the girls hurry up.

- (18) a. Nobody move.
b. Don't anybody speak loudly.
c. Don't anyone get up.

(18)の例はいずれも、意味上、(19)の例と同等であると思われる。

- (19) a. No moving.
b. No speaking loudly.
c. No getting up.

もし、そうだとすると、(9)、(10)のような表現は、禁止対象が不定代名詞以外の場合に使われる表現として位置づけられると思われる。

さて、もし(9)のような、主語が顕在化している表現を、Quirk et al.(1985)にならって(6)のような言い換えによる分析が可能であると仮定するならば、その基底構造として次のようなものが想定されるであろう。(20 a)は語用論的に、(20 b)は統語論的に「禁止」の意味を派生させる場合の構造である。

- (20) a. There're no more monkeys jumping on the bed.
b. There must be no more monkeys jumping on the bed.

次に(20)における jumping について検討する。Quirk et al.(1985) が述べているように、この位置には no という限定詞があるために属格形の名詞句が jumping の主語として生起することはできない。これに関連して、次の例文を考察する (安井 1987: 379 ff 参照)。

- (21) a. We imagined John singing old popular songs.
b. We imagined John's singing old popular songs.
c. We heard John singing old popular songs.

d. *We heard John's singing old popular songs.

(21)からわかるように、「名詞句 + Ving」の構造が動詞 *imagine* の補部に現れる場合は、その名詞句は非属格形と属格形の両方を許すが、知覚動詞 *hear* の場合は属格形は許されない⁽⁵⁾。

一般に、動名詞の意味上の主語には属格形と非属格形の両方が可能であるが、(22)に見られるように、この属格形と非属格形は異なった振る舞い方をする。

- (22) a. We remembered John (him) drinking vodka.
b. What did you remember John drinking?
c. We remembered John's (his) drinking vodka.
d. *What did you remember John's drinking?

(22 a, c) の肯定文から、*drinking* の目的語 *vodka* を問うような疑問文を作ると、文法性の違いが生じる。すなわち、非属格形の名詞句を主語とする方からは WH 疑問文を作ることにはできるが、他方、属格形の名詞句を主語とする方から WH 疑問文を作ることにはできない。このことは、以下に見るように、節 (S) と名詞句 (NP) の違いと平行的である。

- (23) a. John wanted [_s Mary to read the book].
b. What did John want Mary to read?

⁽⁵⁾ with 絶対構文に置いても、属格形は現れない (Hantson 1983 : 58 参照)。

(i) *?With Jane's looking after his children, his future was looking brighter.

しかし、without にはこのような制約は働かない (荒木 1996 : 451 参照)。

(ii) An extract from the report may be read to the commission without *him* [*his*] being consulted.

- (24) a. John liked [_{NP} the professor's book].
b. *What did John like the professor's?
c. Whose book did John like?

(23)が示すように、節の中から目的語要素を WH 疑問変形で抜き出すことは可能であるが、(24)のように名詞句内の要素を抜き出すことはできない。WH 疑問化する場合は、(24 c)のように属格形名詞句全体を抜き出さなければならない。

以上のことから、「非属格形名詞句+Ving」の構造は節構造を、「属格形名詞句+Ving」の構造は名詞句構造を持つと考えられる。別の言い方をすれば、前者は「主部+述部」というネクサス関係を示す構造を持つということである。したがって、我々が問題にしている表現は以下のような節構造を持つと仮定することができる。

- (25) No [_s PRO smoking].

- (26) No [_s more monkeys jumping on the bed].

同様の例として、次の(27)を挙げることができるが、ここでは other people は dancing の意味上の主語である。そして likes の目的語は other people dancing 全体であって、other people 単独ではない。それは、(27 a)が John likes other people を必ずしも含意しないことからわかる。

- (27) a. John likes other people dancing.
b. John likes [_s other people dancing]

関連して、Close (1975: 80) は次の (28 a) のように属格形の名詞句を伴う -ing 形を動名詞、(28 b) のように非属格形名詞句を伴う -ing 形を分詞としているが、他方、柏野 (1993: 216 ff) は、いずれも動名詞であるとし

た上で、(28 b)の方が(28 a)よりも動詞性が強い点を指摘している。

- (28) a. I dislike his driving my car.
b. I dislike him driving my car.

一般に、英語における動名詞構文の発達は、その名詞的性格から動詞的性格へという流れを辿っていると言われる(石橋幸太郎ほか 1966: 769 参照)。意味上の主語が属格形から非属格形を取るようになったのも、このことと関連があると思われる。分詞か動名詞かという問題は残るものの、(28 b)が動詞性のきわめて強い表現であり、ネクサス関係を包含した節構造であることは間違いないと思われる。

3. No + 名詞句 (+allowed) の形式

最後に、No の後に名詞句が来る場合を考えよう。名詞句単独で現れる場合もあれば、(29 c)のように allowed を伴う場合もある。

- (29) a. No pictures.
b. No more talk about work.
c. No photography allowed.

もし、これらを there is 構文と関係づけることが可能であれば、どのように分析するべきであろうか。明らかに、(30)の分析は誤りである。(30)は単なる存在文であり、そもそも意味がまったく異なるからである⁽⁶⁾。

- (30) a. There're no pictures.

⁽⁶⁾ 仮に普通の存在文であるとしても、on the desk のような副詞句を伴わないと、正しい英文とは言えない。

- b. There must be no pictures.

そこで、ここでは次のような基底構造を仮定する。そして、それが意味するところは、「写真（撮影）が許される、ということがあってはならない」である。

- (31) a. There're no [_s pictures allowed].
b. There must be no [_s pictures allowed].

(29b) についても同様に考えて、次のような基底構造を仮定する。

- (32) a. There's no [_s [_{NP} more talk about work] allowed].
b. There must be no [_s [_{NP} more talk about work] allowed].

(32)で仮定しているように、no の後に名詞句が来る禁止表現の場合は、ほとんどの場合 allowed に類するような動詞を、顕在的か隠在的かは別として、持っていると考えられる。

それでは、ここで改めて、次の例を比較検討したい。

- (33) a. No smoking. (= (1a))
b. No more monkeys jumping on the bed. (= (2))

ここまでの分析では、これらはそれぞれ次のような構造を持つと考えてきた。

- (34) a. No [_s PRO smoking].
b. No [_s more monkeys jumping on the bed]. (= (26))

他方、(35)については、(31)以下の議論から明らかなように、(36)の基底構造を

持つと仮定してきた。

- (35) a. No pictures. (= (29 a))
b. No photography allowed. (= (29 c))

- (36) a. No [_s pictures allowed].
b. No [_s photography allowed].

(34)と(36)を単純に比較すると, smoking, jumping といった *-ing* 形の動詞と allowed という過去分詞形の動詞の違いが見られる。しかしながら, 次のような例があることを考え合わせると, 単なる動詞の置き換えとも言えないように思われる。なぜなら, そこでは, smoking, jumping を含む表現が allowed と共起しているからである。

- (37) a. No smoking allowed in any work areas.
b. No more monkeys jumping on the bed allowed.

(37 b) はやや不自然な言い方であるが不可能ではない。もし, この判断が妥当なものであれば, その内部構造は, 節がさらに上位の節中に埋め込まれた(38)のようになり, smoking, jumping と allowed を同列に論じることには意味がないと思われる⁽⁷⁾。

- (38) a. No [_s [_s PRO smoking] allowed]] in any work areas.
b. No [_s [_s more monkeys jumping on the bed] allowed].

こう仮定することにより, (33)および(35)はいずれも, 次のような内部構造を

⁽⁷⁾ (38 b) は句構造表示としては不正確であるが, no more monkeys jumping on the bed という節が allowed の意味上の主語になっていることを表す。

持つと考えることができる。

(39) No [_s allowed]

allowed の前には, PRO smoking, more monkeys jumping on the bed などの節 (S) や pictures, more talk about work などの名詞句 (NP) が出現しうるものと仮定することにより, 本稿で取り上げた No で始まる禁止表現はすべて統一的に説明されることが可能になると思われる。また, さらに「there is no Ving」構文との関連性も視野に入れると, 次のような基底構造を仮定することも有意義な一般化といえよう。

(40) There is no [_s allowed]

(40)を仮定することにより, 以下の例も本稿での分析の視野に入ってくることが可能になると思われる。

- (41) a. There is no smoking allowed in any work areas.
b. There is no photography allowed.
c. There is no monkey jumping allowed.

4. ま と め

本稿では, 児童向け絵本の中から見つけた No more monkeys jumping on the bed というフレーズから出発して, No smoking などの掲示・標識に見られる禁止表現との関係, 「there is no Ving」構文との関係を中心に論じた。さらには, 三人称命令文とその否定文との関連性にも言及した。その際, No smoking のような表現の場合は, 基底構造では smoking の主語として PRO を, No more monkeys jumping on the bed の場合には, jumping の主語として more monkeys を仮定することによって, 両者を統

一的に説明できることを論じた。さらに No smoking (allowed), No photography (allowed) などのような例の存在から、本稿で主として取り上げた禁止を表す否定 *-ing* 節およびそれに類する他の禁止表現はすべて同じ一つの式型(39)もしくは(40)を仮定することで、統一的に説明できることを提案した。

出発点となったフレーズは、子どもの手遊び歌でもあるので、文法的な分析には本来そぐわないのかもしれないが、実際には、以下に示すように類例は他にもある⁽⁸⁾。

- (42) a. No more students handling the CDs!
b. No more students ditching school without parental knowledge, or forgetting homework, or mis-representing grades and progress.
c. No more students asking, “What has Senate done?”

(42)の例は、インターネット上で、検索エンジン Google を使用して収集したものであり、あらかじめ、No more students で始まる例を検索したので、類似した表現に偏っている。この表現に No more で始まるものが多いらしいのだが、その理由については今後の研究に委ねたい⁽⁹⁾。

⁽⁸⁾ これらの例から、意味上の主語である more students を削除した、No handling the CDs! などの表現もすべて文法的である。

⁽⁹⁾ といっても、more が絶対に必須というわけではなく、次のような表現も容認される。

- (i) No monkeys jumping on the bed.
(ii) No students smoking.

Appendix

Eileen Christelow (1989) *Five Little Monkeys Jumping on the Bed*.
Clarion Books.

It was bedtime. So five little monkeys took a bath.
Five little monkeys put on their pajamas.
Five little monkeys brushed their teeth.
Five little monkeys said good night to their mama.

Then... five little monkeys jumped on the bed!
One fell off and bumped his head.
The mama called the doctor.
The doctor said,
“No more monkeys jumping on the bed!”

So four little monkeys...
...jumped on the bed.
One fell off and bumped his head.
The mama called the doctor.
The doctor said,
“No more monkeys jumping on the bed!”

So three little monkeys jumped on the bed.
One fell off and bumped her head.
The mama called the doctor.
The doctor said,
“No more monkeys jumping on the bed!”

So two little monkeys jumped on the bed.

One fell off and bumped his head.

The mama called the doctor.

The doctor said,

“No more monkeys jumping on the bed!”

So one little monkey jumped on the bed.

She fell off and bumped her head.

The mama called the doctor.

The doctor said,

“NO MORE MONKEYS JUMPING ON THE BED!”

So five little monkeys fell fast asleep.

“Thank goodness!” said the mama.

“Now I can go to bed!”

*本稿を執筆するに当たって、本学の米坂スザンヌ教授には大変お世話になった。インフォーマントとして例文（一部）のチェックをお願いしたり、言語事実に関するいくつかの疑問に答えてもらった。ここに改めてお礼を申し上げたい。なお、言うまでもなく、議論の展開を含めて論文すべての責任は筆者一人に帰せられるべきものである。

参考文献

- 荒木一雄・編 (1996) 『現代英語正誤辞典』 研究社出版。
Close, R. A. (1975) *A Reference Grammar for Students of English*. Longman.
Hantson, A (1983) "For, With and Without as Non-finite Clauses Introducers," *English Studies* 64.
今井邦彦・中島平三 (1978) 『文 (II)』 研究社。
石橋幸太郎ほか (1966) 『英語語法大事典』 大修館書店。
柏野健次 (1993) 『意味論から見た語法』 研究社出版。
中崎温子 (1999) 「『禁止／不許可』 揭示・標識表現の日・英対照分析」 『北陸大学紀要』 第 23 号。
Quirk, R. et al. (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman.
Swan, M. (1995) *Practical English Usage*. Second Edition. Oxford University Press.
Ueno, S. (1980) "A Syntactic Analysis of Imperatives in English." (卒業論文) 未出版。北海道大学。
安井稔・編 (1987) 『例解 現代英文法事典』 大修館書店。
安井稔 (1996) 『英文法総覧』 改訂版。開拓社。